

近代文化研究所所員勉強会（平成 30 年度）要旨

第 1 回 平成 30 年 6 月 27 日

「世田谷の古民家を語る」

元世田谷区教育委員会生涯学習・地域学校連携課民家園係主事 石井 榮一

世田谷区内の古民家（茅葺き或いは茅葺きであった建物）残存状況は、約 5 棟程であろう。昭和 53 年～56 年に掛けて行われた区内全域の古民家調査では、約 150 棟程が確認されている。

この様な状況の中で、世田谷区では古民家を移築し保存するという選択肢を選んだ。世田谷の民家園は、世田谷区岡本 2 丁目に世田谷区立岡本公園民家園、喜多見 5 丁目に次大夫堀公園民家園と、2 カ所の民家園を開園している。

岡本公園民家園は、昭和 55 年 11 月に、次大夫堀公園民家園は昭和 63 年 12 月に開園し、いずれも区立の公園内に設けられているが、教育委員会が維持運営を直接行っている。

各施設の概要は、岡本公園民家園（通称：岡本民家園）では世田谷区指定有形文化財旧長崎家住宅主屋、指定有形民俗文化財旧浦野家住宅土蔵などを移築復原し、一軒の農家の屋敷を再現した。附属屋として納屋や井戸、外便所、庭や畑、樹木などを配置しつつ農家の屋敷を再現した。

一方、次大夫堀公園民家園（通称：次大夫堀）は昭和 62 年度より工事を着手し、旧加藤家住宅主屋・旧城田家主屋・旧秋山家住宅土蔵の各指定文化財の移築復原と、関連した附属屋・管理施設などを建設し開園した。次大夫堀公園民家園の計画は、名主屋敷・一般農家・店との兼業農家の建物等の一般農村集落に見られた建物を選別し移築復原すると共に、屋敷配置や集落を取り巻く農村環境、更にその外側を形成していた里山環境を共に再現する計画とした。

次大夫堀公園の開設の目的としては、戦後廃川となっていた次大夫堀の流路を保存する地域からの要望を受けて計画したものである。次大夫堀は江戸時代初期に、幕府代官小泉次大夫により開削されたもので、狛江領から多摩川の水を分水し大田区六郷までの間の農地を潤してきた。この史跡を未来に残すべく公園を開設し流路を保存した。流路はほぼ当時の位置で、規模は縮小されているが流域に水田を設けるなど、民家園共々近世の集落景観を再現した目的を持った都市公園である。

岡本民家園が一軒の農家の屋敷を再現しようとしたのに対して、次大夫堀は農村集落を再現しようとした施設である。古民家の保存・公開と共に、農村の生活を展示し再現する伝承施設として、両施設併せて博物館相当施設として認可されている。

世田谷が民家保存を検討し始めた当時、国を初めとして指定された有形文化財の多くは、展示物として管理され、生活の場であった古民家からは生活を感じる事の出来ない公開・運営が成されていた。

世田谷区では、その様な管理を主とした運営では本当の庶民史を伝えることは出来ないという観点から、来園者は内部に上がって常に火が焚かれている囲炉裏端でお茶を飲み、会話しながら古民家での生活を体感出来るようにしている。そのために、文化財の保存という観点からは逸脱するが、活用を重要視し、それを良とする運営を選択した。「生きている古民家」を目標とし、これを世田谷方式と称した。

この方式には、地域住民の協力を得て様々な事業を展開する、というもう一つ大きな手法も組み込まれていた。この様な方法は、次大夫堀の運営にも活かされ、建設当初から様々な形で地域住民の参加を試みてきた。

全国的に見てもこの様な開園方法は、当時としては希有な例であった。平成 10 年度に名主であった旧安藤家復元工事が完了し、次大夫堀公園民家園の当初よりの計画が終了した。これを機に、新たな民家園の公開を目標としていくつかの提案が成されたが、その一つとして、「コミュニティ作りの一環として、ボランティア団体の育成を図る」という内容が盛り込まれた。

早速翌年の平成 11 年度より、ボランティアの導入が計画された。民家園で開催される「企画展」では、地域に見られた伝統的技術を取り上げ、展示してきた。技術保持者を迎え、実演も行われた。その技術を、講師から指導を受けながら継続的に再現して行く試みを、ボランティア活動として世田谷区民から募ったのである。

素人が伝える伝統技術、平成 11 年度企画展「綿と糸」をその第一歩とした。民家園の畑で綿を栽培し、糸に

紡ぐという内容である。引き続き次年度以降「藍染め」・「野鍛冶」・「和紙」・「機織り」・「そば」・「木挽き」等8団体が生まれ、様々な苦難を乗り越えて継続的に民家園で活動している。

将来的には、かつての農村で見られた諸職を復原していくという目的もある。また、現在では民家園の畑や食を運営するグループや、柿渋作り、竹細工等の活動も行われている。これらを総合して、将来的には「小さな村」を創り出す構想が成された。

平成30年度より民家園の再整備計画が進んでいる。予てより公園予定地であった隣接する畑地が買収され、都市公園として次大夫堀公園拡張地となると共に、民家園の拡張地としての利用が計画されている。

本再整備計画では、指定有形文化財旧棚網家住宅板倉1棟の復原と集落施設の充実を図るため、水車を再現する予定であるが、それ以外は既存施設の改修と買収された畑地の整備が主であり、農村環境の拡大である。

一方、運営面でも見直しが検討された。平成11年度より導入が進められた「民家園ボランティア」を活用した構想である。導入当初から明確な事業展開が無いまま、個々の活動範囲で調整しつつ継続した活動を行ってきた。しかし約20年を経て当初予想された技術的な問題については、参加者個々の努力により年々技術レベルは向上し、一定の評価を得ることが出来るようになった。しかしこれらの活動を今後更に発展させ、どのような方向に持って行くかこの段階での十分な検討が必要である。

更にもう一点、民家園は開園当初より地域住民との交流・支援を柱にしてきたが、現代に至り見直しを余儀なくされている。民家園運営を支えてきた地元町会・自治会の構造的変化である。近世・近代を通して築きあげられた地域住民の構成が変わりつつあるのである。それにより、民家園運営を支えてきた伝統生活等を継承している方々が減少し、地域の構造が変化しつつある。

しかし、このような区民によるボランティア活動や地域住民に支えられた運営を主体とした、前述した「小さな村」の構築が可能なのか、検証の無いまま現在に至っている。

民家園運営にとって、ボランティア活動は新しい運営方向を探り進めていく上では重要なポイントになる。このような規模での活動を進めている施設は、全国的に見ても他に事例は無い。また地域住民の事業参加は、このような施設であれば当たり前の時代になってきた。次の時代に、世田谷の古民家と世田谷で伝承されてきたかつての生活をどの様に伝えて行くのか。

野外博物館とは違う、今後30年を見据えた新たな運営計画、地域の構造変化への展望、この2点が実は今回の再整備計画の最も重要な点である。

消えていった古民家の心を継承する、大きなポイントと考えられる。

第2回 平成30年7月25日

「東アジアにおけるポルトガル由来菓子比較」

学習院女子大学国際文化交流学部日本文化学科准教授 宇都宮 由佳

米を主食とする東アジアにおいて、各地域の伝統菓子は類似したものが多く、大航海時代ポルトガルから伝播した菓子もある。相互に関連がある当該地域で、どのようなものが受容されたのか。本研究では、日本とタイに着目してポルトガル由来菓子の調理道具、材料、作り方を比較し、両国の食文化との融合、定着について分析をする。

まず、調理道具の受容は上下から熱を加える「オープン」である。ポルトガルのパォン・デ・ロー (Pão-de-ló) は、日本ではカステラ、タイではモーケー、グリチーンの原型とされる。Pão-de-lóは、卵白を泡立て、そこに卵黄、小麦粉、砂糖を加え丸い鉢にいれてオープンで焼く。カステラに比べ中央が凹み生焼けのような状態で焼き上がりとなる。カステラは、四角の型を用いオープンで焼き、しっとりさせるため箱に入れて寝かせる作業工程がある。タイのモーケーは四角の型を用いオープンで焼く。材料はペーンマン (キャッサバ芋粉)、アヒルの卵、ヤシ砂糖、ココナッツミルクである。小麦粉の代わりに身近なペーンマンが使用されている。グリチーンは、ポルトガル由来のキリスト教徒の村でのみ作られており、マドレーヌ型にドライフルーツがトッピングされている。円柱の引き釜 (上は鉄板に炭火、下は炭火またはガス火) を使用している店が現在もあり、18世紀のカステラ製法と同じ焼き方である。

次に、材料で受容したのは「卵」を用いることである。日本では、卵は時刻を告げる聖なる鶏の玉子 (カイク) として食用にしていなかった。ポルトガルのフィオス・デ・オヴォス (Fios de ovos) は、卵黄液を沸騰した砂糖

液に糸状におとしたもので、日本では鶏卵素麺、タイではフォイトーンという。卵黄液を糸状にする道具は、ポルトガルでは卵殻に穴を、日本は竹筒に穴をあけたもの、タイではバナナ葉を円錐状にしたものを使用していた。現在ポルトガルではステンレス製のジョーロ型だが、日本、タイはそれぞれ原型に準じた円柱形、円錐形となっている。

Pão-de-lóやFios de ovosは、修道院で誕生し、巡視する王が修道院で休憩する際に献上された菓子であった。ポルトガル由来菓子は、日本では南蛮料理書などに記載されている。鶏卵素麺はカステラのように全国でなく黒田藩（福岡）の菓子など一部の地域での継承だが、いずれも贈答品や茶道の菓子に用いられた。タイでは、宮廷で発展し上流階級から一般へ普及した。フォイトーンは、「細い・金」の意味で、寺への寄進、結婚式にも用いられ、同じ材料で形状を変えたものもあり、今日タイを代表する菓子となっている。

伝播した時、卵や砂糖は、日本やタイでは貴重なもので黒田藩や宮廷でなければ作ることでできなかった。また茶道や菓子を表現する意味など、地域の社会文化と融合したことで、400年近く経てもなお人々に作り受け継がれている。

第3回 平成30年10月31日

「公文書管理制度の歴史をたどる ―なぜ公文書は杜撰に扱われてきたのか―」

長野県短期大学多文化コミュニケーション学科日本語日本文化専攻准教授 瀬畑 源

昨年来、公文書管理に関する安倍政権の不祥事が相次いだ。南スーダンPKO日報の廃棄問題、森友学園への国有地売却に関する決裁文書が改ざんされた問題などである。この一連の問題は、国民への説明責任を果たすべき公文書が、きちんと管理されていないことを改めて浮き彫りにした。

ではなぜ重要な公文書が残らなかったのか。原因は明治以来の官僚が行ってきた公文書管理のあり方に遡ることができる。

帝国憲法下の官僚組織は、天皇と直結する縦割り組織であり、公文書管理も各行政機関に委ねられた。国民への説明責任という意識を持たなかった官僚たちは、基本的には現在の仕事に必要なか否かで文書を残すかを決めており、「検証」のために文書を残すという発想が希薄であった。敗戦時に公文書を大量に焼却したのは、それまでの管理の方法の延長上にあった。

敗戦後も官僚組織が温存されたため、戦前からの組織文化が連続し、公文書管理制度も統一化されなかった。その後、自民党の長期政権が続いたため、行政府の情報を与党と官僚が独占していった。1970年代以降の情報公開運動の高揚の中で、地方自治体での情報公開条例の制定が続き、自民党が政権を下野し、連立政権の時代になった1990年代に情報公開法が制定された（2001年施行）。

情報公開法によって公文書への開示請求権が認められ、行政文書の定義、文書管理の統一化が図られた。しかし、公開に消極的な行政機関は、公文書を作成しなかったり、廃棄したり、私的メモとして公文書としない文書を作ったりと、法の主旨に反する動きを強めた。そのため、情報公開法を機能させるには、公文書管理法が必要であるとの意見が強まり、たまたま制度に関心があった福田康夫首相によって、公文書管理法が制定されることになった（2011年施行）。

公文書管理法は、文書の作成から保存期間満了後の扱い（廃棄か公文書館に移管して永久保存か）までのライフサイクルを一元的に管理するものであり、統一した公文書管理のルールが確立された。また、国民への説明責任を果たすために、政策決定過程がわかる文書を作成する義務が入った。しかし、施行後もその精神は根づいているとは言いがたい。相次ぐ不祥事の中で、やっと国民の中に理解者が増えてきたというのが現状であろう。

公文書をきちんと作成して、公開するということは、民主主義を機能させるためには必要不可欠なことである。行政の政策の検証を行うことで、教訓や改善のヒントを得ていくことは非常に重要なことであろう。

ただ、なかなか公文書管理の重要性が官僚や政治家に認識されないのは、市民社会からの圧力の弱さにも原因がある。また、主権者教育も不足しており、情報公開制度、公文書管理制度自体への理解不足も大きい。最近では「ポスト真実」社会が到来していると言われ、事実そのものを必要としない人たちも増えてきている。

しかし、地道に制度への理解を積み重ねていくこと。おかしいことはおかしいと声を上げること。それが民主主義社会において必要なことではないのだろうか。